

FAX : 06-6242-8521

株式会社 コムフォート 行

seo マスターprofessional お申込書

申込日	年 月 日	印
御社名		
フリガナ		
ご担当者名	様	
部署名		
役職名		
メールアドレス		
電話番号		
FAX 番号		
所在地	〒	
会社 URL	http://	

■ seo マスターprofessional

希望契約日	<input type="checkbox"/> 最短 <input type="checkbox"/> 日付指定 (年 月 日)
<input type="checkbox"/> seo マスターprofessional 本体 (月額 35,000 円 税抜) <input type="checkbox"/> seo マスターprofessional 本体 + オプション (月額 15,000 円 税抜)	

- ※ご希望のお申込みにチェックを入れてください。
- ※希望契約日はどちらかにチェックを入れてください。
- ※アカウント発行には4営業日かかります。

株式会社コムフォート
〒530-0044 大阪市北区東天満 2-8-1
若杉センタービル別館 9F
TEL 06-6242-8520 FAX 06-6242-8521
info@comfort-inc.co.jp

seo マスターProfessional 使用許諾契約書

当契約は、お客様と株式会社コムフォート（以下「弊社」）との契約となります。

本使用許諾契約書(以下「本契約書」といいます)は、本ソフトウェア製品(以下「本製品」といいます)に関してお客様(個人または法人のいずれかを問いません)と弊社との間に締結される法的な契約書です。本製品をインストール、または使用することによって、お客様は本契約書のすべての条項に合意するものとします。

第 1 条 使用権の許諾

弊社は本契約書記載の条件に従い、本製品の日本国内における非独占的かつ譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾します。

本製品とはコンピュータソフトウェアを含み、それに関連した媒体、印刷物(マニュアルなどの文書)、および電子文書を含みます。

個人のお客様は、本製品をお客様所有のコンピュータハードウェア上でのみ使用することができます。

法人のお客様は、本製品をお客様所有のコンピュータハードウェア上で 2 台までに限り使用することができます。ただし、本製品をコンピュータハードウェアへインストール(※1)し、当該コンピュータハードウェア上の本製品をネットワーク等の手段においてその他のコンピュータハードウェアからの使用することはできないものとします。

※1 本製品をインストールする際にシリアルナンバーの入力がございます。OS のアップデート等でシリアルナンバーの入力を再度求められる場合がございますので、その際はお手数ですが、再度シリアルナンバーの入力をお願いいたします。

第 2 条 著作権

本製品および付属のマニュアル、電子文書に関する著作権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権は株式会社 Axis 及び弊社へ独占的に帰属します。

第 3 条 使用制限事項

- 1.お客様は、弊社の書面による事前の承諾を得ることなく、本製品および付属マニュアル、電子文書を第三者へ賃貸、貸与、販売または譲渡できないものとします。また、本製品および付属マニュアル、電子文書に担保権を設定することはできません。
- 2.お客様は、本製品についてリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、その他改変することはできないものとします。お客様の改造に起因した本製品に生じたすべての障害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。
- 3.お客様は、弊社の書面による事前の承諾を得ることなく、本製品を使用または複製して第三者へのサービス(有償・無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして提供されるサービス)の一環利用する場合は、本契約書とは別に商業利用に関する契約を締結する必要があります。

第 4 条 ユーザーサポートサービス

- 1.本製品に関するユーザーサポートサービスの提供範囲は、本製品および付属マニュアル、総販売元株式会社ディテイルクラウドクリエティブが提供するウェブページに記載した内容に限るものとします。
- 2.弊社は、以下のいずれかに該当するお客様に対してユーザーサポートサービス提供の義務を負わないものとします。
 - a) 本製品を弊社が定める使用環境以外でご使用のお客様
 - b) 本製品を使用権の対価を支払うことなく、体験版またはデモンストレーション版としてご使用のお客様
- 3.弊社は以下の場合において、お客様への事前の通知を行うことなくユーザーサポートサービスの提供を停止できるものとします。
 - a) ユーザーサポートサービス業務に関連するシステムのいずれかに対して緊急保守を行う場合
 - b) 火災、停電等の不可抗力および第三者の妨害等により、サービスの提供またはシステムの運用ができなくなった場合
 - c) 天災またはこれに類する事由により、サービスの提供またはシステムの運用ができなくなった場合
 - d) 上記以外の緊急事態により、弊社がサービスの提供またはシステムの運用ができなくなった場合
- 4.前各項に関わらず、弊社が本製品のユーザーサポートサービスを終了した場合もお客様に対するサポートサービス提供の義務を負わないものとします。なお、ユーザーサポートサービス終了製品に関しては、弊社が提供するウェブページ上で告知するものとします。

第 5 条 保証および責任

- 1.本製品の供給メディアに物理的な欠陥があった場合、本契約の締結から 90 日に限り、当該メディアを無料交換いたします。交換後のメディアに対しては、交換前のメディアに適用されるべき保証期間が適用されるものとします。
- 2.弊社は、1 項において明示する場合を除き、本製品、付属マニュアル、電子文書または第 4 条に定義されるユーザーサポートサービスに関して、一切の保証を行いません。
- 3.弊社は、本製品、付属マニュアル、電子文書の機能またはユーザーサポートサービスがお客様の特定の目的に適合することを保証いたしません。
- 4.本製品、付属マニュアル、電子文書の紛失、盗難、事故および誤作動に起因するすべてのお客様の損害について一切の保証はいたしません。
- 5.本製品または本製品以外のソフトウェアの選択、導入、使用および使用結果については、いかなる理由においてもお客様の責任とし、弊社は一切の責任を負わないものとします。
- 6.本製品、付属マニュアル、電子文書の使用、ユーザーサポートサービスならびに第 4 条 2 項、3 項および 4 項によりユーザーサポートサービスの提供を受けられないことに起因して、お客様またはその他の第三者もしくは両者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益、その他のいかなる損害に関して、弊社は一切の責任を負わないものとします。事前に弊社にかかる損害の可能性について知らされていた場合も同様です。
- 7.お客様と第三者との間に生じたいかなる紛争についても、弊社は一切責任を負わないものとします。
- 8.本契約書のもとで、理由の如何を問わず、弊社がお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、お客様が本製品に対して支払われた金額を上限とします。

第 6 条 契約期間と解約

1. 本ソフトウェアの契約期間は 6 ヶ月以上とし、契約日から 6 ヶ月以内の解約はできないものとします。契約日とは、本ソフトウェアとシリアルナンバーを弊社が指定する方法でお客様に告知した日の翌日とします。
- 2.お客様が行う解約は、弊社指定の形式に従って解約の通知を行う必要があります。お客様の解約通知を弊社が受け取った日から 30 日後に本契約が解約となります。なお、解約通知から解約になるまでの 30 日間の料金は通常通り発生します。

第 7 条 料金の支払期限、支払方法

- 1.お客様は、本ソフトウェアの支払方法として口座振替または、当社指定の銀行口座への振込みをもって行っていただきます。
2. 当社は、特定のお客様について当社の定める支払方法と異なる支払方法を定める場合があります。
3. 料金の支払に際して生じる公租公課等については、お客様がこれを負担するものとします。
4. 銀行振込手数料および料金の支払に際して生じるその他の費用については、お客様がこれを負担するものとします。
5. 契約後はいかなる場合であっても料金の返金は行なわないものとします。
6. 本ソフトウェアの使用料は、契約日を基準とした月でお客さまと当社が取り決めた方法にてお支払いいただくものとします。

第 8 条 契約の終了(解除)

- 1.お客様が本契約書条項に違反した場合、弊社は本契約を解除することができます。この場合、お客様は本製品、付属マニュアル、電子文書を一切使用することができません。
- 2.本契約が解除された場合、お客様は本製品、付属マニュアル、電子文書およびそのすべての複製物を弊社に返却または破棄するものとします。なお、返却時に発生するすべての費用はお客様の負担とします。

第 9 条 守秘義務

お客様は、本契約書記載の内容および本契約書締結により知り得たすべての情報について弊社の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとします。これは、本契約が解除、終了またはその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

第 10 条 一般条項

1. 弊社は、お客様へ事前の通知を行うことなく、本契約書の内容およびその他の告知方法を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本契約書の内容は無効となり、最新の本契約書の内容が適用されるものとします。
2. 本契約書は、日本国憲法に準拠するものとします。本契約書に起因する紛争の解決については、弊社の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。